

第 105 回倫理委員会（2026 年 4 月 28 日）

I 日時：

2026 年 4 月 28 日（火）14:00～15:50

II 場所：

公認会計士会館 2 階 204 会議室及びオンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外の委員及びオブザーバーを示す。

武藤智帆（委員長）、小林尚明（副委員長）、小林大志（副委員長）、市川充（※）、狩野茂行、北山久恵、栗原祐介、小松義明（※）、友野敦史、吉村智明、井村知代（※）（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会

藤本貴子（副会長）、和久友子（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 審議事項

1. 倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正公開草案（報酬依存度）について

担当副委員長から、報酬依存度に関する倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正公開草案について説明がなされた。審議の結果、出席委員全員の賛成により承認され、本公開草案を 5 月の役員会に上程することとなった。

【主なご意見】

- 新設される Q410-5-5 は、監査法人の社員が、税理士法人や税理士事務所における税理士業務を、開業、勤務、業務受託等により兼務している場合に、当該社員の兼務による収入を報酬依存度の計算における分母に含めることができるかを問う設問であるため、回答を示す A や解説において分母についてだけ記載されているが、併せて分子についても言及した方がよいと考える。

（ご意見への回答）

- 分子についての説明を含めるかどうか、検討したい。

- Q410-5-5 の解説の 1 段落目において「分母に含まれるのは、会計事務所等及びその構成員たる社員が直接的に得ることのできる収入に限られる」とあるが、これに続く 2 段落目では支配関係の説明となっており、1 段落目と 2 段落目の繋がりが分かりづらい。

（ご意見への回答）

- 考え方の整理としては、監査法人の社員が兼務する税理士法人や税理士事務所が、監査法人と支配関係がある場合は、当該税理士法人や税理士事務所の業務収入を、分母とする会計事務所等の総収入に含めるという判断が先に行われる。次に、支配関係がない場合に、全て分母に含められないわけではなく、従前の実務上の取扱いや、職業的専門家としての業務は含めることができるという IESBA の考え方を踏まえ、どの収入を分母に含めることができるかという論点に至って初めて「直接的な収入」という概念が出てくる。一連の考え方の流れが分かるように、修文を検討したい。

- Q410-5-5 に記載されている、監査法人の社員が税理士法人や税理士事務所における税理士業務を兼務している場合に、当該社員の兼務による収入を報酬依存度の計算の分母に含めることができるかを判断する際に用いるフローチャートにおいて、「監査法人の社員が当該兼務により得られる収入は直接的なものか」という問いがあるが、ここでい

う直接的な収入とは何を指しているのか。何が直接的な収入に該当するのかを明確に示さないと、収入が直接的かどうかを判断する際に迷うのではないか。

(ご意見への回答)

- 解説に記載されている、開業により得られる個人の業務収入や、勤務、業務受託等により受領する給与等が直接的な収入に該当する。フローチャートについては、これだけで判断すると誤った理解をする可能性があるため、解説とフローチャートを一体として理解いただけるよう検討したい。

- Q410-5-5 のフローチャートについて、見やすさの観点から、フローチャートの最後は文章ではなく「算入可・算入不可」と端的に示したほうが分かりやすいのではないか。

(ご意見への回答)

- ご意見を踏まえ、表現について検討したい。

- QG-1-1 の解説に、会員が開業する事務所及び監査法人と支配関係にある事業体であるかどうかをどのように判断するかについて説明されているが、判断する際に考量する一つである「外観的な要素等」とは、具体的にどのようなことを指しているのか。また、同じく判断する際に考量するものとして挙げられている「代表権を含む兼務者の役職や単純な人数比」は、外観的な要素ではなく形式的なものなのか。

(ご意見への回答)

- これまでに会員から寄せられた相談事例等を踏まえた記載にしている。例えば、監査法人の社員である者が、ある税理士法人の社員を兼務しており、役職上は代表者の地位にない場合でも、当該者が当該税理士法人を実質的にコントロールしている場合、当該者が当該税理士法人を支配しているという状況を念頭に記した記載である。なお、「代表権を含む兼務者の役職や単純な人数比」も外観であるといえるが、別の者を形式的な代表者とし、実際に支配している者が代表者でないことを理由に支配していないと解釈されることを避けることを念頭に置いた記載である。一律に機械的又は形式的な判断を行うわけではないということを示している。

- QG-1-1 の解説に、会員が開業する事務所及び監査法人と支配関係にある事業体であると判断できる状況の例として、会員が個人の公認会計士事務所を開業しており、自身が開業する公認会計士法以外の法律に基づく法人や事務所（例えば、税理士法に基づく税理士法人や税理士事務所）の代表者を務めており、「かつ」当該法人や事務所の意思決定を単独で行い得る状況が挙げられているが、「かつ」と記載すると、代表者を務めておらず法人や事務所の意思決定を単独で行える状況の場合は、支配関係はないと読めてしまうのではないか。代表者を務めていなかったとしても意思決定を単独で行えるのであれば、支配関係にあるといえる可能性が高いと考える。

(ご意見への回答)

- ご理解のとおりであり、ここは飽くまでも例示である。表現については検討したい。

- 倫理委員会での議論を踏まえ、どのように会員の理解の向上を促進するかについては、次の課題であると考えます。

(ご意見への回答)

- 周知及び理解のしやすさについては、検討したい。

◆ 報告事項

1. IESBA 2026 年 3 月会議報告について

国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）の井村ボードメンバーから、2026 年 3 月開催の IESBA 会議について説明がなされた。

【主なご意見】

- 会計事務所のプライベート・エクイティ投資について、米国公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants：AICPA）が倫理規程の公開草案を公表したということであるが、プライベート・エクイティ投資に関して公式な文書を発表したのはAICPAが最初なのか。

（ご意見への回答）

- 倫理規程の改訂にまで着手したのは今回のAICPAが最初であると理解している。ただ、英国財務報告評議会（Financial Reporting Council：FRC）やアカウンタンシー・ヨーロッパ（Accountancy Europe：AE）が、注意喚起を行ったり、そのような投資をする、又は受ける場合に事前に相談してほしいという書簡を出している。

- 会計事務所等の文化及びガバナンスについて、IESBA 倫理規程において規定化するか否かは、3月時点では意見が拮抗しているという理解でよいか。また、教育や周知活動を拡大していくのはIESBAではなく、各法域で対応していくことになるのか。

（ご意見への回答）

- 規定化するか否かについては明確な説明はなかったが、アウトリーチの報告書からは、意見が割れていることが読み取れる。また、IESBAからも啓蒙用の動画等は公表しているが、IESBAとしては、IESBAがグローバルベースラインを作成し、それに準じて各法域に教育や周知活動を行ってもらうことも非常に重要なテーマの一つであると考えている。

2. IESBA-CFO プロジェクト グローバルサーベイに対する回答について

担当副委員長から、2026年2月にIESBAから公表された「IESBA-CFO プロジェクト グローバルサーベイ」に対する回答について説明がなされた。

【主なご意見】

- 昨今、IESBAの規定が増加しており、むしろ負担になって競争上は懸念があるのではないかという意見が出ているため、本サーベイでもそのような意見が来ているのではないかと考えている。それらの意見も踏まえて、会計士の付加価値に繋がるような取組に発展していければと考える。

3. 会員からの職業倫理相談状況について

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先 日本公認会計士協会 業務本部 倫理グループ E-mail：rinri@sec.jicpa.or.jp
